

京 都 大 学 共 通 経 費 経 理 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(前 略)</p> <p>第4条 共通経費予算は、月毎の各部局の使用実績に基づき第3条の例により算定した実際使用額を各部局共通費予算から毎月差し引くものとし、その経理は<u>契約・資産事務センター</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p> | <p>第4条 共通経費予算は、月毎の各部局の使用実績に基づき第3条の例により算定した実際使用額を各部局共通費予算から毎月差し引くものとし、その経理は<u>財務部経理課</u>において行う。</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p> |